

補助項目	補助事業内容	補助率及び限度
雇用促進事業	中小企業者が新たに常時雇用する従業員として、新規学卒者又はU I Jターナー者（市外に1年以上住所を有した後、本市に転入した者）を1人以上採用し、その後引き続き1年を超えて雇用したとき。	従業員1人につき20万円以内 100万円限度

新居浜市中小企業振興条例

（雇用促進事業に対する補助）

第13条 市長は、中小企業者が経営の安定を図るため、新たに常時雇用する従業員として、市長が別に定める新規学卒者又は市外に1年以上住所を有した後、本市に転入した者（市長が別に定める者に限る。）を1人以上雇用したときは、当該中小企業者に対し、補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の額は、雇用した従業員1人につき20万円とし、100万円を限度とする。

新居浜市中小企業振興条例施行規則

（雇用促進事業に係る従業員の範囲）

第13条 条例第13条第1項に規定する新たに常時雇用する従業員は、雇用後90日間以上本市に居住している者（住民基本台帳に記載されている者（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3の規定により在留カードの交付を受けた中長期在留者を除く）をいう。）でなければならない。

2 条例第13条第1項に規定する雇用とは、前項に規定する従業員を引き続き1年以上雇用することをいう。

3 条例第13条第1項に規定する市長が別に定める新規学卒者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校を新たに卒業した者で、卒業後初めて雇用されたものとする。

4 条例第13条第1項に規定する市長が別に定める者は、本市への転入前6月から本市への転入後6月までの間に雇用された者（配置転換、出向等により本市に転入した者を除く。）とする。

補助対象要件・詳細

- ・中小企業者（別表第1に定めるとおり）
- ・市内に住所を有する個人若しくは市内に本店を有する法人
- ・市税の滞納がないこと（法人、代表者）
- ・従業員（新規学卒者もしくはU I Jターナー者）を新たに雇用し、1年間継続して雇用したこと

申請の時期

- ・従業員を新たに1名以上雇用し、1年間継続して雇用した後

提出書類

- ・中小企業振興補助金交付申請書等（共通様式）
- ・法人登記簿謄本又は住民票抄本（原本）
- ・定款又は規約（コピー）
- ・納税証明書（市税）・・・法人と代表者の各1通（原本）
- ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（ハローワークから送付）
- ・雇用された方の住民票（新規学卒者のみ）
- ・雇用された方の戸籍の附票（U I Jターナー者のみ）
- ・出勤簿（1年雇用確認）（勤務時間が確認できるもの、タイムカードなど）
- ・労働条件通知書（写）
- ・卒業証明書または卒業証書の写し（新規学卒者の場合）